

佐倉市立公民館の貸与基準

公民館の貸与基準が策定されて約10年が経過する。市民のそれぞれの生涯学習活動も、ますます多様で多岐にわたって行われてきている。その結果公民館の利用についてもそれまで想定しなかった内容、あるいはもっと積極的に対応すべき事例なども出てきている。そこで従来の貸与基準をこの時点で再度見直し、市民の生涯学習活動の援助に努める。なお見直しにあたっては次のような点を特に念頭に置き、すすめた。

- 現行の基準前文にもうたわれているが、市民の生涯学習活動の援助のため、社会教育法第23条の制限条項の解釈運用は、可能な範囲で広義解釈する。その線上で従前基準の中の語意のより明確化、また不要と思われる文章の整理などを可能な範囲で行った。
- 検討期間中たまたま国による民間営利社会教育事業者への館の貸与についての通達が示されたが、この点については現時点での一応の検討を行うに止まった。今後も真摯な議論の下に公民館運営全般の中で研究していくことが必要である。

《政治・政党関連》

- 政党の諸集会にはグループ・サークルと同一条件によって提供する。
- 国会・県議会・市議会報告会で、一般住民に呼びかけて開催する場には、提供することができる。
- 後援会の総会等その維持活動、励ます会の集会等は有料で提供する。

《宗教関連》

- 宗教活動のための使用については、提供できない。

《労働組合関連》

- 労働組合の内、スト権の認められていない公共機関関係の労働組合のスト行為に関わる場としての提供はできない。
- 労働組合の学習・集会については提供する。

《会社・商店等関連》

- 会社・商店等が営利を目的として行う集会、または住民に対して行う製品の販売に係わる集会には提供できない。
ただし会社・商店等が行う社員(店員)教育等直接営利でない社員研修、福利厚生のための使用であれば有料で提供することが出来る。
- 会社・商店等の連絡協議会等が行う集会には提供することが出来る。

《塾・教室等関連》

- 学習活動が月謝を徴収して、塾的な運営がなされる場合には提供できない。
文化教室等の成果発表および交流会等臨時的な催しについては有料で提供出来る。

《販売等関連》

- 館内で営利を目的とする物品販売は禁止する。
ただし次のような行為については事前の届け出に基づいて提供することが出来る。
研修に必要なテキスト、資料代等の徴収
バザーについては、社会教育関係団体・社会福祉団体等が公益的活動に協力するために行う場合。
- 入場料を取る集会には提供することが出来ない。
ただし、集会に必要な資金を得ると認められる実費徴収については使用を認める。

《行政関係関連》

- 行政機関関係の使用については、公民館事業に支障のない限り年間予約を受けることが出来る。

昭和59年6月21日 公運審会議にて設定

昭和62年5月29日 公運審会議にて改正

平成 8年5月10日 公運審会議にて改正